令和2年　5月　8日

関係各位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社白糸ハイランドウェイ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　曽根　敏樹

全国緊急事態宣言延長に伴う臨時休業のお知らせ

日頃より白糸ハイランドウェイの業務に関しご高配頂きまして、誠にありがとうございます。

表記の件につきまして、5月4日に政府より新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止の取り組みとして「緊急事態宣言」を5月31日に延長することが発表されました。

この発表を受け弊社としては、**観光地に人が集まり、コロナウイルス感染が拡大する危険を防止するために、下記の期間、白糸ハイランドウェイを臨時休業することを決定させて頂きました。**休業に伴い、白糸の滝・竜返しの滝等道路内観光地へのアクセスを通行止めとさせて頂きます。

なお、臨時休業中も事務所電話対応及び道路巡回業務は行いますので、連絡事項は下記へご連絡ください。

急な決定でご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

**臨時休業期間の延長： 5月31日（日）迄**

※今後のコロナウイルス感染拡大における社会情勢により期間を変更する場合があります

　　　　　　その際は再度ご連絡させて頂きます。

**臨時休業中における通行可能な車両は下記の通りです**

・警察車両・救急車両・消防車などの緊急車両

・道路内施設（キャンプ場・宿泊施設・軽井沢町公共施設等）の関係車両

連絡先

株式会社白糸ハイランドウェイ

TEL　0267-31-0070

FAX　0267-46-8688